

○運輸委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院		参議院		衆議院		備考
		提出日	付託	議決	議決	付託	議決	
10	外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	六三、二六	六三、三三 (予)	六三、三七 可決	六三、三七 可決	六三、二六 可	六三、三五 可決	
22	港湾法の一部を改正する等の法律案	二三	三三 (予)	三七 可決	三七 可決	二〇 可	三五 可決	
53	特定船舶製造業経営安定臨時措置法案	三九	三九 (予)	三七 可決	三七 可決	三九 可	三五 可決	
86	船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案	三六	三六 可	五三 可決	五三 可決	三六 (予)可	五三 可決	

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、利子補給金の支給繰り延べ措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るため、利子補給金相当額の建造融資利子の支払いを日本開発銀行

が猶予できる制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、政府は、日本開発銀行と結んだ利子補給契約により昭和六十二年度以降の融資残高に対する利子補給金を支給する場合には、各年度における利子補給金額を、当該年度から起算して三年度を経過した年度以降五年度において、五分の二ずつ支給するものとする。

二、日本開発銀行は、利子補給対象会社に対し、昭和六十二年以降生ずる利子について、利子補給金額に相当する金額の支払いを猶予することができるものとする。ことに、支払い猶予を受けた会社は、猶予対象利子額を、当該猶予対象利子が生じた年度から起算して三年度を経過した年度以降五年度において、五分の二ずつ日本開発銀行に支払うものとする。

三、政府は、日本開発銀行が支払い猶予をしたときは、「猶予対象利子額に相当する額の交付金」及び「猶予対象利子の残高に所定の利率を乗じて計算した額の交付金」を日本開発銀行に交付するものとする。

四、「猶予対象利子額に相当する額の交付金」の交付があつたときは、利子補給金の支給があつたものとみなし、

この場合には、当該年度において会社が日本開発銀行に支払うべき猶予対象利子額を支払うことを要しないものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、国の財政状況、外航海運業の厳しい経営状況等にかんがみ、外航船舶建造融資に対する利子補給金の支給繰り延べ措置を定めるとともに、これにより生ずる海運企業の負担の軽減を図るため、利子補給契約に係る融資契約により昭和六十二年以降生ずる利子のうち、利子補給金相当額の支払いを日本開発銀行が猶予できること、これに伴い、政府が日本開発銀行に対し所要の交付金を交付すること等の規定を整備しようとするものであります。

次に、特定船舶製造業経営安定臨時措置法案は、最近における特定船舶製造業をめぐる内外の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定船舶製造業について、計画的な設備の処理及び生産または経営の規模の適正化を促進すること

により経営の安定を図るため、基本指針の策定及び特定船舶製造事業者が作成する実施計画の認定等について定めるとともに、計画的な設備の処理のために必要な資金等の借りに係る特定船舶製造業安定事業協会による債務保証等の規定を整備しようとするものであります。

次に、港湾法の一部を改正する等の法律案は、最近における社会経済情勢の推移にかんがみ、財政の状況を踏まえつつ港湾整備事業及び空港整備事業の一層の推進を図るため、港湾法外三法律に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年及び昭和六十三年において臨時に引き下げる等の特例措置、並びに、この措置の対象となる地方公共団体に対し、財政金融上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論もなく、順次採決の結果、三法律案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、各法律案に対し、それぞれ田淵哲也委員、安恒理事、矢原理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、

公明党・国民会議、民社党・国民連合の四会派共同提案に係る附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

港湾法の一部を改正する等の法律案（閣法第二二号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、港湾法、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律、特定港湾施設整備特別措置法及び空港整備法に規定する国の負担または補助の割合を昭和六十二年及び昭和六十三年において臨時に引き下げる等の特例措置を定める。

- 二、国は、この法律による特例措置の対象となる地方公共団体に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

特定船舶製造業経営安定臨時措置法案（閣法第五三号）

要旨

本法案は、最近における特定船舶製造業をめぐる経済的
事情の著しい変化にかんがみ、計画的な設備の処理及び生
産または経営の規模の適正化を促進することにより特定船
舶製造業における経営の安定を図ろうとするものであつて、
その主な内容は次のとおりである。

一、運輸大臣は、特定船舶製造業における経営の安定を図
るための基本指針を定めるものとともに、特定船
舶製造事業者は、基本指針に定めるところに従つて、設
備の処理、事業提携その他の経営の安定のために必要な
措置を実施するよう努めなければならないものとするこ
と。

二、特定船舶製造事業者は、基本指針に定めるところに従
つて、経営安定化措置の実施に関する計画（「実施計画」）
を作成し、運輸大臣の認定を受けることができるものと
すること。

三、特定船舶製造業安定事業協会は、基本指針に定めると
ころに従い、特定船舶製造業の用に供する設備及び土地

の買収業務を行うものとともに、認定を受けた実
施計画に係る設備の処理のために必要な資金等の借り入
れに係る債務の保証業務を行うものとし、当該業務に関
する信用基金を設けるものとする。

四、認定を受けた実施計画に従つて行われる措置について
課税の特例等の措置を講ずるものとする。

五、国及び特定船舶製造事業者は、その雇用する労働者に
ついて、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう
努めるものとする。

六、国及び都道府県は、特定船舶製造事業者に雇用されて
いた労働者について、職業及び生活の安定に資するため
必要な措置を講ずるよう努めるものとともに、関
連中小企業者について、その経営の安定に資するため必
要な措置を講ずるよう努めるものとする。

委員長報告

一三六ページ参照

船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第八六号）

要旨

本法律案は、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）及び軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の自立化及び活性化を図るため、臨時行政調査会の最終答申の趣旨等に従い、機構及び協会を民間法人化しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

- 一、民間法人化のための機構及び協会に対する措置
- 1 機構及び協会に対する政府からの出資金を返還すること。
- 2 役員を選任を自主的なものとするため、機構及び協会の理事長及び監事の選任方法を運輸大臣の任命制から認可制に改めること。
- 3 機構及び協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設けること。
- 4 資金計画、資金の借入れ等の運輸大臣の認可制を廃止する等機構及び協会に対する国の規制の整理合理化を図ること。

二、小型船舶の検査について、新たに認定検査機関制度を設けること。

三、その他所要の改正を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、小型船舶検査機構及び軽自動車検査協会の自立化及び活性化を図るため、これらの法人に対する政府の出資金の返還及び役員を選任等その業務の運営に対する規制の整理合理化の措置等を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細については、会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論もなく、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。